

ICTの飛躍的進展と 日本型個人情報保護制度 の“国際的審判”

総務省・情報通信政策研究所・情報通信法学研究会(親会)

2020年9月28日(月)

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

昨年(2019年)9月18日発表テーマ
「個人情報保護制度化の
提唱・実現と制度運用」

総務省情報通信政策研究所情報通信法学研究会（親会）

2019年9月18日（水）

総務省第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館8階）

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・前個人情報保護委員会委員長）

今回の発表の概要

- ICTの飛躍的進展に伴い、データトラフィックは、増加の一途をたどっている。ここでは個人データを対象とするが、その法的保護は各国で図られている。しかし、個人データの法的保護方式は、各国で異なり、流通の妨げにもなっている。日本では、個人データの法的保護は、自治体で、1970年代中葉から始まり、国では、1988年の行政機関電算処理個人情報保護法の後、2003年に3つの保護法（その1つは1988年法の全面改正法）が制定され、改正されてきている。国の3法の併存と各自治体の条例が別途存在している制度を「**日本型**」と命名してみた。主として民間部門を対象とする個人情報保護法について、EUのGDPR（General Data Protection Regulation）の十分性認定の過程でいくつかの重要な問題が提起され、「**国際的審判**」を受けた。その過程を明らかにしながら、日本の個人情報保護制度の近未来像をも探ることにする。

テクノロジーの発展と個人データ保護①

- テクノロジーの発展と個人データ保護については、これまでも種々論じられてきた。ここでは、2018年5月25日に適用が開始された法規であるEUの(GDPR (General Data Protection Regulation、一般データ保護規則)の前文(Recital)第(6)項の原文と日本語訳を掲げることにする。それは、次のとおりである。
- Rapid technological developments and globalisation have brought new challenges for the protection of personal data. The scale of the collection and sharing of personal data has increased significantly. Technology allows both private companies and public authorities to make use of personal data on an unprecedented scale in order to pursue their activities. Natural persons increasingly make personal information available publicly and globally. Technology has transformed both the economy and social life, and should further facilitate the free flow of personal data within the Union and the transfer to third countries and international organisations, while ensuring a high level of the protection of personal data.

テクノロジーの発展と個人データ保護②

- GDPR 前文第(6)項
- 急速な技術発展とグローバル化は、個人データ保護に対して新たな課題をもたらした。個人データの収集及び共有の規模は、大きく増加した。技術は、私企業と公的機関のいずれに対しても、その活動の遂行のために、かつてない規模で個人データを利用できるようにしている。自然人は、個人情報情報を公開で、グローバルに利用できる機会を増加させている。技術は、経済と社会生活の両方を変容させ、また、高いレベルの個人データ保護を確保しつつ、EU 域内における個人データの自由な移転と第三国及び国際機関に対する移転をさらに促進しなければならない。(個人情報保護委員会事務局仮日本語訳)

情報通信技術とデータ保護の国内法

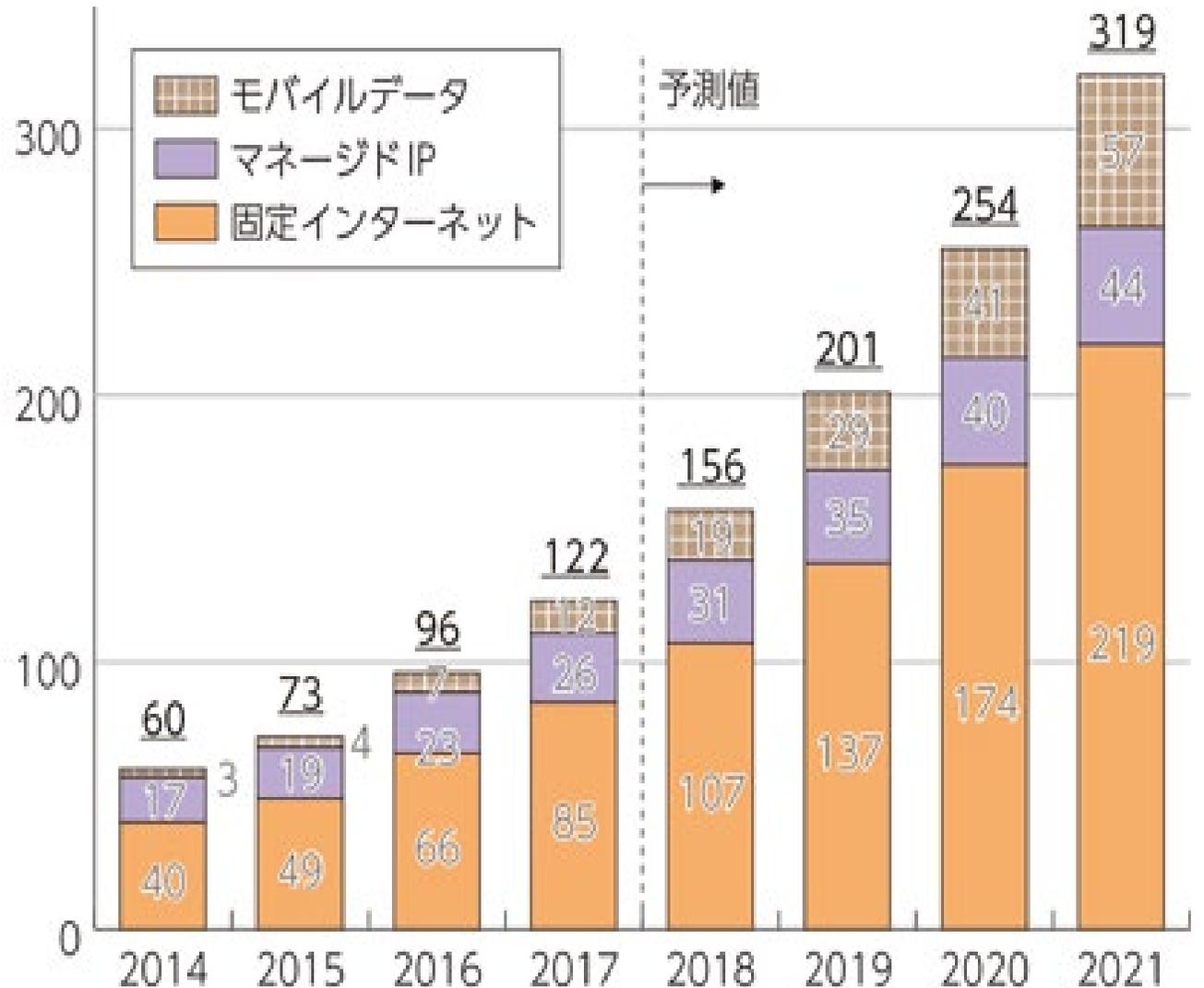
- また、日本の個人情報保護法においては、2015年改正法第12条第3項が「**情報通信技術**」との関係について次のような規定している。
- 「3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する**国際的動向**、**情報通信技術の進展**、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」
- ここでは、「**国際的動向**」をも挙げていることにも注目する必要がある。

データトラフィックの拡大

総務省『情報通信白書令和元年版』（2019）

デジタル化の進展に伴い、データ流通は増大している。Cisco（2019）によると、世界のトラフィックは2018年から2021年にかけて、2倍に増加し、2021年には1ヶ月あたり319エクサバイトに達すると予測されている。

・エクサバイト（Exa Byte, EB）10億ギガバイト



※ 「固定インターネット」：インターネットバックボーンを通過するすべてのIPトラフィック

※ 「マネージドIP」：企業のIP-WANトラフィック、テレビ及びVoDのIPトランスポート

『2017年情報通信白書』

「第2章 ビッグデータ利活用元年の到来」のひとコマ

・ 第4節 将来展望の整理と提言

第4節 将来展望の整理と提言

特別インタビュー

個人情報保護の今後 ～活用とのバランスを



個人情報保護委員会
堀部政男 委員長



改正個人情報保護法が、2017年5月30日に全面施行された。今後は、個人情報の保護とビジネスでのデータ活用のバランスを取りつつ、企業のデータ利活用に対する取組が加速することが期待される。個人情報保護委員会の堀部政男委員長にお話を伺った。

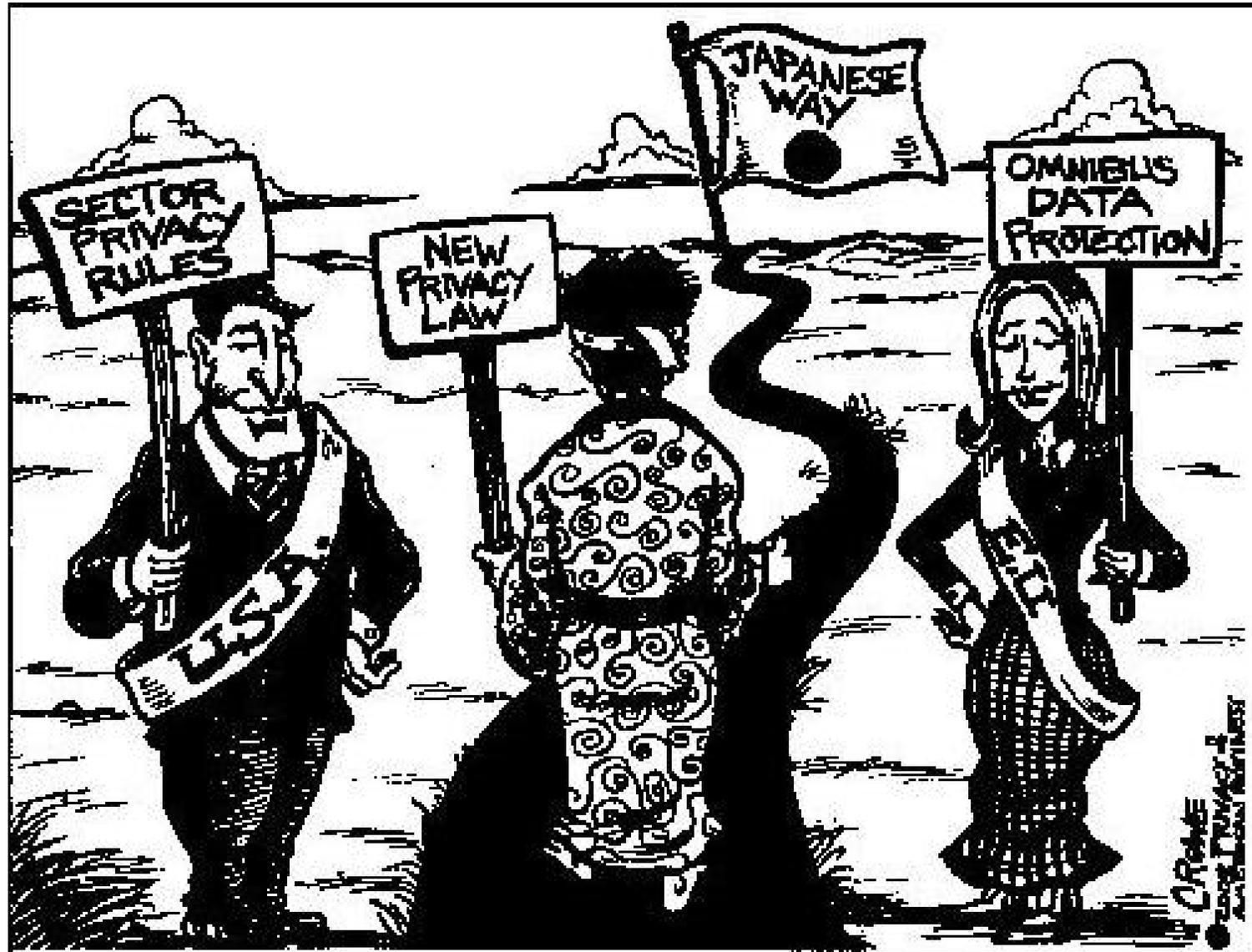
1 プライバシーとパーソナルデータ保護の展開

Q：日本におけるプライバシーや個人情報に関する取組と経緯について伺います。

日本では、三島由紀夫氏の小説「宴のあと」によってプライバシーを侵害されたとして1961年に提起された民事訴訟を契機に、プライバシーへの関心が高まり、議論が活発化した。地方公共団体で1970年代中葉から個人情報保護条例などが制定されるようになり、国の法律では、まずは行政分野での検討が先行し、1980年のOECD（経済協力開発機構）プライバシー・ガイドライン^{*1}を参考として、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が1988年に成立した。1990年代末になり、情報通信技術が進展する中、民間部門を対象にした個人情報保護法制定に向けた議論が始まった。IT戦略本部の下に設置された「個人情報保護検討部会」と「個人情報保護法制化専門委員会」での検討を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」が2003年に成立し、2005年に全面施行となった。

日本型個人情報保護制度

- 日本の個人情報保護制度は、歴史的に見ると、次のようになる。
- 1970年代中葉以降 地方公共団体(基礎自治体)の個人情報保護条例制定
- 1988年 行政機関電算処理個人情報保護法
- 1990年 地方公共団体(都道府県)—神奈川県個人情報保護条例、東京都個人情報保護条例
- 2003年 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法(1988年行政機関電子計算機処理個人情報法を全部改正)、独立行政法人等個人情報保護法
- 2013年 マイナンバー法
- 2015年 個人情報保護法・マイナンバー法改正
- 2020年 個人情報保護法改正



Alan F. Westin, PRIVACY & AMERICAN BUSINESS, Vol.10, No.8 (November, 2003)

The Legal System for the Protection of Personal Information

The Constitution and judicial precedents

(Art.13 : Respect of Individuals, Art. 21 : The Secrecy of Communications,
Art. 35 : The Right to Be Secure in Home against Search and Seizure)

The Act on the Protection of Personal Information

(Chapter 1 ~ 3 : Overall Vision, Responsibilities of the Central and Local Governments • Measures etc. to Protect Personal Information, etc.)

Basic policy on the Protection of Personal Information (Cabinet decision)

The Act on the Protection of Personal Information

(Chapter 4~7 : Obligations of a Personal Information Handling Business Operator, Penal Provisions etc.)

Target: Business operators in the private sector

Guidelines etc. (※1)

Q&A

<Private Sector>

The Act on the
Protection of
Personal
Information Held by
Administrative
Organs

Administrative
organs of the
central
government

The Act on the
Protection of Personal
Information Held by
Independent
Administrative
Agencies

Independent
administrative
agencies, etc.

Personal
Information
Protection
Ordinance(※2)

Local
governments

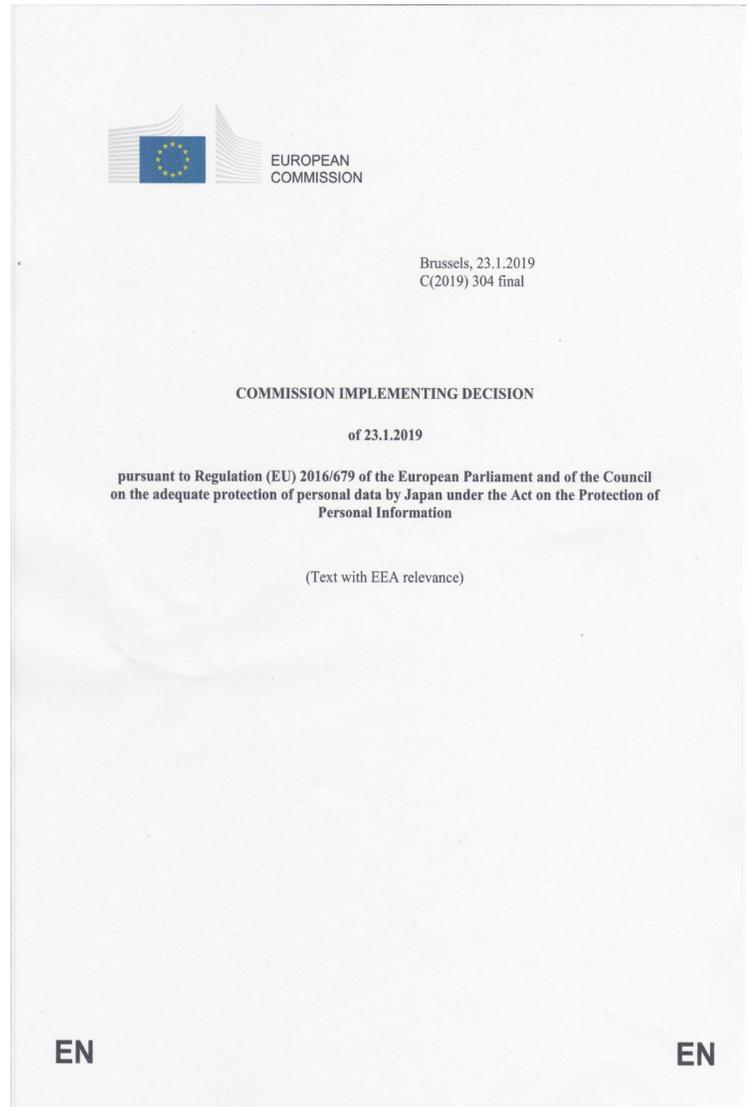
<Public Sector>

※1 Business in financial service sector and information technology sector etc. should comply with guidelines regulated in each specific sector in addition to the guidelines described above.

※2 Most of the Ordinances cover the private sector as well.

欧州委員会の“審判”の結論 Adequacy Decision on Japan

European Commission
(23 January 2019)【後掲】



- EUROPEAN COMMISSION
- Brussels, 23.1.2019
C(2019) 304 final
- COMMISSION IMPLEMENTING
DECISION
of 23.1.2019
pursuant to Regulation (EU)
2016/679 of the European
Parliament and of the Council on
the adequate protection of
personal data by Japan

日本に関する欧州委員会十分性決定 (2019年1月23日)①【後掲】

- 欧州委員会は、2019年1月23日、日本に関する十分性決定を行った。それについての文書は、47頁に及ぶ詳細なものである。
- この文書は全体的には通し番号付きで、それぞれの文章が始まっている。その通し番号は、(1)から(191)までである。その後に掲載されている決定は、4か条で構成されている。
- その4か条は、次のとおりである(なお、ここでの「委員会」とは欧州委員会を指す)。

第1条

- 1. EU規則2016/679の第45条の目的上、日本は、**附属文書Ⅱ** で表明されている公的な説明、保証及び公約とともに、**附属文書Ⅰ** に掲載されている補完的ルールにより補足されている個人情報保護法に従って、欧州連合から日本の個人情報取扱事業者に移転される個人データの十分なレベルの保護を確保している。

日本に関する欧州委員会十分性決定 (2019年1月23日)の附属文書【後掲】

- 【附属文書】
- 前掲の「決定」の中で言及されている附属文書は、次のとおりである。
- I 個人情報保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール
(Supplementary Rules under the Act on the Protection of Personal Information for the Handling of Personal Data Transferred from the EU based on an Adequacy Decision)【個人情報保護委員会策定】
- II Collection and use of personal information by Japanese public authorities for criminal law enforcement and national security purposes
(法執行及び国家安全保障目的の日本の公的機関による個人情報の収集及び使用)【上川陽子法務大臣、関係府省の事務次官等高官6名】

日EU間の個人データの円滑な移転実現の意義【後掲】

- 2019年1月23日、日本と欧州連合（European Union: EU）の間で、個人データの安全・円滑な越境移転が実現した。これは、日本の個人情報保護委員会と欧州委員会との間で、後述するような対話を重ね、十分性認定（adequacy finding）を相互に行った結果である。相互の十分性決定（mutual adequacy decision）は、世界で初めてであり、また、2018年5月25日に適用が開始されたEU一般データ保護規則（GDPR）（後述）第45条による認定も、日本の2017年5月30日に全面施行された改正個人情報保護法第24条による認定も、世界で初めてである。

謝意【後掲】

- この十分性認定については、研究者として長年にわたって問題提起をしてきたところであり、また、2014年1月1日特定個人情報保護委員会委員長を拝命し、2016年1月1日その改組後に就任した個人情報保護委員会委員長としてその実現に傾注してきたところである。以前に「プライバシー外交」という概念を提唱した立場からすると、これはその大きな成果であると言える。その意味では率直に言ってこの上なく嬉しく、誇りに思う。ここに至るまでには、日本の関係機関の担当者・研究者や欧州委員会の担当者による多大な努力があった。特に個人情報保護委員会事務局の献身的な努力があったことは特筆に値する。この場を借りて衷心より感謝申し上げたい。しかし、一方で手放しでは喜べない面も認識している。
- 意義・謝意：拙稿「日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程と今後の課題(上)」、NBL No.1148 (2019.6.15) 9頁。

日本のプライバシー・個人情報保護システムの試練【後掲】

- 本稿においてその一端を見てきたようなプロセス（ダイアログは80回300時間）を経て、2019年1月23日に日本と欧州連合の間で個人データの安全・円滑な越境移転が実現したことは、世界のプライバシー・個人情報保護の歴史の中でも画期的なことである。それとともに、その過程において日本のプライバシー・個人情報保護システムがEUによって綿密にチェックされ、メリットもデメリットも白日の下にさらされたと言っても過言ではないであろう。日本国内における議論では明確にならなかったような論点が浮かび上がってきたとも言える。
- 拙稿「日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程と今後の課題（下）」、NBL No.1149（2019.7.1） 26頁。

EU指令— 最初の提案

欧州共同体 (European Communities, EC、当時) 理事会 (Council) — 1990年7月に2つの提案採択

- ①「個人データ取扱いに係る個人の保護に関する理事会指令提案」(Proposal for a Council Directive concerning the protection of individuals in relation to the processing of personal data)
- ②「公衆デジタル通信網特にISDN及び公衆デジタル移動体通信網における個人データ及びプライバシー保護に関する理事会指令提案」(Proposal for a Council Directive concerning the protection of personal data and privacy in the context of public digital telecommunications networks, in particular the integrated services digital networks (ISDN) and public digital mobile networks)

「十分性」(adequacy)の問題提起—最初の指令提案 (1990年7月27日)のタイトル

- 今でこそ「十分性」(adequacy)という言葉がポピュラーになってきたが、現行のEU一般データ保護規則(EU General Data Protection Regulation: GDPR)の前身であるEUデータ保護指令(EU Data Protection Directive)の提案が1990年7月27日に出され、航空便で送られてきたものを読み進んだときに、「十分なレベルの保護」(adequate level of protection)という言葉に出会い、その当時の日本における個人情報保護システムとの関係で問題提起をした。しかし、全くと言ってよいほど、理解されなかった。隔世の感を禁じ得えない。
- EUデータ保護指令についてはこれまでもかなり論じてきた。例えば、ジュリスト1000号(1992年5月1日-15日号)(新世紀の日本法:GLOBAL時代の針路)の堀部政男「情報化とプライバシー」で—当時は、EU(European Union、欧州連合になる前であったので—「ECの個人データ保護指令」ということで、十分性についても問題提起をしている。この論稿では、1990年7月に公表された提案段階でのものを対象とした。
- 「個人データ取扱いに係る個人の保護に関する理事会指令提案」(Proposal for a Council Directive concerning the protection of individuals in relation to the processing of personal data)というのが最初のタイトルであった。当時も、国際会議の場や欧州委員会で担当者と会って、この提案について意見交換したりした。このタイトルは、保護に傾いていて、個人データの自由な流通・移転に欠けるところがあるのではないか、などとコメントしたことがある。

改正提案(1992年10月15日)のタイトル変更、採択 (1995年10月24日)、発効(1998年10月24日)

- この最初のデータ保護指令提案をめぐって各方面で多彩な議論が展開された。それらの議論を踏まえて、EC委員会は、1992年10月15日、改正提案を公表した。そのタイトルは、「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する理事会指令の改正提案」(Amended proposal for a Council Directive on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and **on the free movement of such data**)となっていた。この改正提案を担当者から受け取り、タイトルに「**当該データの自由な移動**」という文言が追加されていることに気づいてそのことを指摘したところ、私などが「情報の自由な流通」(free flow of information)を強調していた結果であるとのことであった。
- このようなこともあって、指令提案にはますます親しみを感ずるようになった。
- また、1997年6月刊行の堀部政男編「変革期のメディア」(ジュリスト増刊)で、「EU 個人保護指令と日本」というタイトルで論じた。指令は、1995年10月24日に採択されたので、その過程などにも論及した。
- 指令は、3年後の1998年10月24日に発効した。1996年2月に、経済協力開発機構(Organisation for Economic Cooperation and Development: OECD)の情報セキュリティ・プライバシー作業部会Working Party on Information Security and Privacy: WPISP) —名称の変遷はあったが、この名称がワーキングパーティの作業内容を分かりやすく示しているのも、これを使う —の副議長に選ばれ、**欧州委員会関係者、アメリカの関係者とも「十分性」については頻繁に議論した。**
- **しかし、日本については、それ以前の問題として、個人情報保護システムがどうなっているのかしばしば説明を求められた。**

欧州委員会・米国等関係者との意見交換①

- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development、経済協力開発機構) の情報セキュリティ・プライバシー作業部会 (Working Party on Security and Privacy in the Digital Economy、WPISP) の副議長 (Vice-Chair)
- 1996年～2008年の12年間務めた。
- OECDの会議の場その他の場において、この職務は大きな意味を持った。
- 当時を思い出して少し記すことにする。
- 欧州委員会関係者、例えば、欧州委員会第15総局課長 (データ保護担当) Dr. Ulf Bruhann (ブリューハン)、その課員 Ms. Christine Sottong-Micas (ソトングミカス) 等と意見交換
- Dr. Ulf Bruhann (ブリューハン) : ドイツの連邦経済省 (ボン) で欧州政策を担当していた。1977年に欧州委員会に入り、知的財産権を取り扱い、後に視聴覚政策にも関わった ("Television without frontiers" 指令)。1990年以降、欧州データ保護指令 (European Data Protection Directive) の責任者を務めた。
- データ保護関係の会議では意見交換し、日本の個人情報保護システムについてはよく質問をしてきた。

欧州委員会・米国等関係者との意見交換②

- WPISPには、米国からは、商務省 (Department of Commerce)、国務省 (Department of State)、司法省 (Department of Justice)、連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) 等の担当者が出席していた。
- 欧州委員会と米国とのダイアログに主として当たっていたのは、電気通信情報庁 (National Telecommunications and Information Administration, NTIA) 等の **バーバラ・ウェルベリー (Barbara Wellberry)** 女史であった。
- バーバラとの話の一部を紹介する。米国では、欧州におけるオムニバス方式の立法とは異なり、セグメント方式の個別のプライバシー保護法を制定しているので、国内のステークホルダーをまとめるのが大変であった。また、関係省庁のとりまとめも時間を要した。
- 欧州委員会との交渉も一筋縄では行かなかった。
- 約2年をかけて2000年7月26日に、欧州委員会は、セーフ・ハーバー・フレームワーク (Safe Harbor Framework) Decision 520/2000/ECで、十分性を認定した。
- 2000年10月20日 JIPDEC主催国際シンポジウムで「EU指令に対する米国の対応と欧米間のセーフハーバー協定の動向」というタイトルで講演

オーストラリアの2000年プライバシー修正(民間部門)法に関する第29条作業部会の十分性否認意見(2000年1月)

- 2001年1月、オーストラリアの2000年プライバシー修正(民間部門)法(Privacy Amendment (Private Sector) Act 2000)について、EUの第29条作業部会は、「オーストラリアへのデータ移転は、上述の懸念に見合う適切な保護措置が導入された場合にのみ十分であると見ることができると考える」という結論を出した。その懸念の例示
- ○適用除外されるセクター及び活動(Sectors and activities excluded)
- 作業部会は、いくつかのセクター及び活動が法の保護から除外されることを懸念する。
- 特に、小規模ビジネス(small business)(法第6D条は、年間の総売上高が300万オーストラリアドル(1ドル75円として、2億2,500万円)以下のビジネスと規定している)が適用除外であること。
- 被用者データ(employee data)が適用除外であること。

APECにおけるCBPRシステムへの発展(2011年)

- 2001年当時、OECDのWPISP(前掲)の副議長を務めていた。オーストラリア司法省のピーター・フォード(Peter Ford)(WPISP議長)が「プロフェッサー、ヨーロッパとアジアのプライバシー・個人情報保護の考え方に違いがあると思うが、どうか」と質問してきた。これに対し、「そのとおりであり、日本はシビルローとコモンローの双方を継受しているが、プライバシー・個人情報保護の面ではかなり違いがあり、国レベルで個人情報保護法制定の議論が1999年7月に始まり、まだ制定されていない。プライバシー・個人情報保護の世界的動向などについて研究してきたが、アジアは未制定国が多く、考え方に差異がある。アジアで議論してみる必要があるのではないか」という旨の話をした。アメリカのWPISP副議長がAPECで検討するよう働きかけることになった。これが、APECにおけるプライバシー論議の端緒になったといえる。
- 実際に、2003年2月13日、タイのチェンライで、ECSG(E-Commerce Steering Group)のデータ・プライバシー・ワークショップが開かれ、筆者は、日本における個人情報保護法制についてスピーチした。また、同年9月13日には、オーストラリアのシドニーでも会議が開かれ、日本の個人情報保護法制定やその前日の早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件最高裁平成15(2003)年9月12日第二小法廷判決の概要(メディアからコメントを求められていたので、ファックスで概要を知った)について話をした。
- 越境プライバシー・ルール(Crossborder Privacy Rules system, CBPRシステム)を2011年に制定、2016年1月には、APEC CBPRシステムの認証団体(アカウントビリティエージェント)として日本で初めて一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が認定された。

ブリュッセル・データ保護会議①

- ブリュッセルのデータ保護会議開催（2009年4月23日）とアジェンダ
- ベルギーの首都ブリュッセルにおいて、2009年4月23日、日白協会（Belgium-Japan Association）主催のデータ保護会議（BJA-Conference on Data Protection）が開催された。この会議は、BJA副理事長であるタンギー・バン・オーバーストラテン（Tanguy Van Overstraeten）弁護士（リンクレーターズ法律事務所（Linklaters LLP）のパートナー）が中心になって企画された。
- 2009年4月23日の「EUと日本におけるプライバシー・個人情報保護」（Privacy and Personal Data Protection between EU and Japan）会議と称することができるデータ保護会議のアジェンダの一部は、次のようになった。
- ○序論（Introduction） リンクレーターズ法律事務所 タンギー・バン・オーバーストラテン
- ○日本におけるプライバシー・個人情報保護（Privacy and personal information protection in Japan） 一橋大学名誉教授 堀部政男

ブリュッセル・データ保護会議②

- ○欧州連合におけるデータ保護—EUから第三国への個人データ移転 (Data Protection in the European Union - Personal Data Transfers from the EU to third countries) タンギー・バン・オーバーストラテン
- ○十分性認定手続 (Adequacy finding procedure) 欧州委員会・司法自由安全総局 (European Commission Directorate-General-Justice, Freedom and Security) 法務政策部 (Legal Affairs and Policy) ユニットD5・データ保護 (Unit D5 -Data Protection) 事務官 (Desk Officer) ハナ・G.ペチャコバ (Hana Guyaux Pecháčková)

Mail from Ms. Hana Guyaux Pecháčková (Brussels, 8 August 2018)



- Dear Professor Masao Horibe,
- I was delighted to learn you became the chairman of the very first independent Japanese Personal Information Protection Commission: For several decades , you have been writing a history of protection of personal data in your country and worldwide. You were always "The" reference whenever Japan and data protection was ever mentioned.
- You might remember that we have been working together on adequacy of data protection regime of Japan and the European Union in the very beginning of this exciting journey that is now successfully coming to an end.
- You have always enjoyed addressing and protecting this fundamental right and I very much enjoyed working with you and with your talented colleagues.
- Dear Professor Horibe, it was my pleasure working with you, congratulations on completing the adequacy "journey" and let me wish you all the best in the future.

指令 (Directive) とEU一般データ保護規則 (GDPR) の形式面の対比

- 欧州連合一般データ保護規則 (EU General Data Protection Regulation: GDPR)、2018年5月25日適用開始
- 指令とGDPRとの比較—指令とGDPRの形式面を比較すると、次のようになる。

	前文	章数	条数
指令	72項	7章	34条
GDPR	173項	11章	99条

EUとの自由な個人データ流通の枠組み①

- 一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR)
- 2016年4月8日 理事会採択
- 2016年4月14日 欧州議会採択
- 2016年5月24日 発効
- 2018年5月25日 適用開始
- 十分性決定に基づく移転 (Transfers on the basis of an adequacy decision) [GDPR第45条]

EUとの自由な個人データ流通の枠組み②

- **拘束的企業準則** (Binding Corporate Rules : BCR) GDPR第 47 条 (Article 47)
- **GDPR第4条(20)の定義**「拘束的企業準則」とは、事業体グループ又は共同経済活動に従事する事業者グループ内で、一カ国又は複数の第三国における管理者又は処理者に対して個人データ移転又は一連の個人データ移転のため、加盟国の領域上にある管理者又は処理者によって遵守される個人データ保護方針をいう。
- **標準契約条項** (Standard Contractual Clauses : SCC) GDPRの各所 欧州委員会がひな型として公表しているものがある。
- **第 49 条 特定の状況における例外** (Article 49 Derogations for specific situations) その一例：**データ主体(本人)の明示の同意**

GDPR第45条の十分性認定基準①

- 以下の邦訳は、GDPR仮日本語訳(PPC HP掲載)による。
- 第45条 十分性認定に基づく移転
- (Article 45 Transfers on the basis of an adequacy decision)
- 1. 第三国、第三国内の地域又は一若しくは複数の特定の部門、又は、国際機関が十分なデータ保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合、当該第三国又は国際機関への個人データの移転を行うことができる。その移転は、いかなる個別の許可も要しない。
- 2. 保護水準の十分性を評価する場合、欧州委員会は、とりわけ、以下の要素を考慮に入れる：
 - (a) 法の支配、人権及び基本的自由の尊重、公共の安全、国防、国家安全保障及び犯罪法を含め、一般的又は分野別の関連立法、及び、公的機関による個人データへのアクセス、並びに、そのような立法の実装、他の第三国又は国際機関への個人データの再移転に関する規定であって、当該第三国又は国際機関が遵守する法令を含め、データ保護規則、職業上の準則及び保護措置、判例法、並びに、効果的で執行可能なデータ主体の権利、その個人データが移転されつつあるデータ主体のための行政上及び司法上の救済；
 - (b) 適切な執行権限を含め、データ保護法令の遵守を確保し、かつ、執行することに関し、データ主体がその権利を行使する際に支援し助言することに関し、及び、加盟国の監督機関と協力することに関して責任を負う第三国内の、又は、国際機関が服する1若しくは複数の**独立の監督機関が存在し、かつ、それが効果的に機能していること**；並びに、
 - (c) 当該第三国若しくは国際機関が加入している国際的な取決め。特に、個人データ保護に関する法的拘束力のある条約若しくは法律文書から生ずるそれ以外の義務、並びに、多国間システム又は領域システムへの参加から生ずる義務。

GDPR第45条の十分性認定基準②

- 3. 欧州委員会は、保護のレベルの十分性を評価した後、実装行為により、第三国、第三国内の地域又は一若しくは複数の特定の部門又は国際機関が、本条第2項の趣旨における十分なレベルのデータ保護を確保している旨を決定することができる。その実装行為は、少なくとも4年毎の定期的な見直しの仕組みを定め、その見直しは、その第三国又は国際機関の関係する全ての進展を考慮に入れるものとする。その実装行為は、その領域上及び部門上の適用範囲を特定し、かつ、適用可能なときは、本条第2項(b)に定める監督機関を明らかにしなければならない。この実装行為は、第93条第2項に定める審議手続に従って採択されなければならない。
- 4. 欧州委員会は、有効である基準に基づき、本条第3項により採択された決定及び指令95/46/ECの第25条第6項に基づいて採択された決定が機能することに対して影響を及ぼしうる第三国内及び国際機関内の進展を監視しなければならない。
- 【第5項～第9項省略】

Adequacy Recognition(European Commission ウェブサイト2020.9.17現在)

- The European Commission has so far recognised [Andorra](#), [Argentina](#), [Canada](#) (commercial organisations), [Faroe Islands](#), [Guernsey](#), [Israel](#), [Isle of Man](#), [Japan](#), [Jersey](#), [New Zealand](#), [Switzerland](#), and [Uruguay](#) as providing adequate protection.
- スイス(2000年7月)、カナダ(民間部門のみ、2001年12月)、アルゼンチン(2003年6月)、ガーンジー島(2003年11月)、マン島(2004年4月)、ジャージー島(2008年5月)、フェロー諸島(2010年3月)、アンドラ(2010年10月)、イスラエル(2011年1月)、ウルグアイ(2012年8月)、ニュージーランド(2012年12月)、日本(2019年1月23日)

日本への適用範囲①

- Canada (commercial organisations)
- Japan
- 事務連絡文書(2018年12月5日)
- 各行政機関個人情報保護担当者 殿
- 各独立行政法人等個人情報保護担当者 殿
- 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室
- 2018年12月5日付け事務連絡、「貴機関がEU域内から我が国を含むEU域外に移転する個人データの取扱いについて」
- 現在、日EU間の個人データ移転については、個人情報保護委員会において、欧州委員会と日EU間の相互の円滑な移転を図る枠組み構築に向け、必要な国内手続き完了の最終段階にあります。

日本への適用範囲②

- EU域内から我が国を含むEU域外に個人データを移転する際には、現在、EUのGDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則) に基づき、所定の適切な保護措置を講じるか、又は本人同意その他の例外事由に該当することを根拠として移転しているところ、本枠組み構築が完了しますと、十分性認定を根拠として移転することが可能となります。
- しかし、本枠組みは、個人情報保護法の適用を受ける民間事業者が対象であり、欧州委員会により公表されている十分性認定の案文によれば、行政機関等個人情報保護法の適用となる行政機関及び独立行政法人等は、本枠組みの対象とはなりません。したがって、貴機関

日本への適用範囲③

が、EU域内から我が国を含むEU域外に個人データを移転する場合は、本枠組み構築が完了した後も、引き続き、GDPRの規定により、所定の適切な保護措置を講じるか、又は本人同意その他の例外事由に該当することを根拠とすることが必要となります。※

- ※ EU域内から経常的に個人データを取得する業務についてはSCC (Standard Contractual Clauses: 標準契約条項)を締結することや、経常的ではないが講師招聘や入学試験などでEU域内から講演者や受験者などの個人データを取得する場合には本人同意を得ることなどが必要となります。

日本への適用範囲④

- また、GDPRにはいわゆる域外適用の規定があり、EU域内に拠点がない場合でも、EU域内の者に対する物品又は役務の提供等に伴って個人データを取り扱う場合は、(上記の新たな枠組みの有無に関わらず)GDPRの適用を受けます。
- 以上のとおり、上記の新たな枠組みが構築されても、貴機関がEU域内から個人データを取得するに際しての取扱いに変更はありませんが、下記1及び2のケースについては、今一度、御留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 【下記1及び2のケースは、省略】

事務連絡・補足情報(2019年2月5日)①

- 国立教育政策研究所
- 科学技術・学術政策研究所
- 日本学士院
- 各文部科学省独立行政法人
- 各文部科学省国立研究開発法人
- 各国立大学法人
- 各大学共同利用機関法人
- 日本私立学校振興・共済事業団
- 放送大学学園

個人情報保護担当者様

文部科学省大臣官房総務課
文書情報管理室 企画係

事務連絡・補足情報(2019年2月5日)②

- 1. 貴機関が、EU域内に職員が駐在する支部を置き、当該支部職員に係る個人データを経常的に日本へ移転している場合
- 2. 留学生受入れ、入学試験、国際研究、国際シンポジウム等の実施に当たり、EU域内の個人データを取り扱う場合

個人情報保護委員会の取組及び 欧州委員会等との対話・連携

- 1 個人情報保護委員会の取組(2016年)
- 2 欧州委員会のコミュニケーション(2017年1月10日)と個人情報保護委員会の国際協力方針決定
 - (欧州委員会が十分に認定の手続をとった国・地域は少数であった。従来の手続で世界の国・地域を審査するならば、世界の個人データの移転が実現するまでに相当の年数を要するであろうと議論したこともあった。)
 - (2017年に入って、1月10日に欧州委員会で採択された「欧州議会及び理事会への委員会のコミュニケーション:グローバル化する世界における個人データの交換と保護」(Communication from the Commission to the European Parliament and the Council, Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World)が公表された。)
- 3 共同プレス・ステートメント(2017年7月3日)
- 4 欧州議会議員団来訪(2017年10月31日)
- 5 ヨウロバー欧州委員会委員の来訪(2017年12月14日)

十分性参照文書 (Adequacy Referential) の構成

- Adopted on 6 February 2018
- As last Revised and Adopted on 28 November 2017
- **Introduction**
- The present document consists of 4 Chapters:
- **Chapter 1:** Some broad information in relation to the concept on adequacy
- **Chapter 2:** Procedural aspects for adequacy findings under the GDPR
- **Chapter 3:** General Data Protection Principles. This chapter includes the core general data protection principles to ensure that the level of data protection in a third country or international organization is **essentially equivalent** to the one established by the EU legislation.
- **Chapter 4:** Essential guarantees for law enforcement and national security access to limit the interferences to fundamental rights. This Chapter includes the essential guarantees for law enforcement and national security access following **the CJEU Schrems judgment in 2015** and based on the Essential Guarantees WP29 working document adopted in 2016.

十分性参照文書 (Adequacy Referential) の採択 (2018年2月6日) ①

- 1 WP 12 (1998年7月24日採択)
- 2 十分性参照文書 (更新版) (2017年11月28日採択)
- 3 十分性参照文書 (Adequacy Referential) (2018年2月6日採択)
- 4 WP 12と十分性参照文書の相違点—シュレムス事件の影響
- (十分性参照文書は、2015年10月6日、CJEUが、シュレムス事件において欧州委員会のセーフハーバー決定は無効である、と判断したことを踏まえていることである。その影響は、大きいと見ている。)
- 5 シュレムス対データ保護コミッショナー事件
- (オーストリア市民のマキシミアン・シュレムスは、2008年以来、フェイスブックのユーザーであった。EU在住の他の加入者の場合と同様に、フェイスブックへのシュレムス提供の情報の一部又は全部は、フェイスブックのアイルランドの子会社から情報が処理される米国にあるサーバーに移転されていた。)

十分性参照文書 (Adequacy Referential) の採択 (2018年2月6日) ②

- (米国の諜報機関(とりわけ国家安全保障庁(National Security Agency: NSA))の活動に関するエドワード・スノーデン(Edward Snowden)により2013年に行われた暴露に鑑みると、米国の法及び実情は、同国に移転されたデータについての公的機関による監視に対して十分な保護を与えていないと主張して、アイルランドの監視機関(データ保護コミッショナー)に苦情申立てをした。アイルランドの監視機関は、とりわけ、2000年7月26日の欧州委員会の決定において、欧州委員会は、セーフハーバー・スキームに基づいて米国は移転された個人データの十分なレベルの保護を確保していると考えているという理由で、その苦情申立てを退けた。)
- (訴えを提起されたアイルランドの上級裁判所(High Court of Ireland)は、欧州委員会の決定は特定の国の監視機関に対し第三国が十分なレベルの保護を確保していないという苦情申立てを審査すること、また、適切な場合には争われているデータ移転を停止することを妨げる効果を持っているかどうかを確認することを望んで、CJEUに対して予備的裁決(preliminary ruling)を求めた。)

十分性参照文書 (Adequacy Referential) の採択 (2018年2月6日) ③

- (これについて、CJEUは、2015年10月6日、第三国が移転された個人データの十分なレベルの保護を確保していると認定した欧州委員会の決定があっても、欧州連合基本権憲章 (Charter of Fundamental Rights of the European Union) 及びデータ保護指令に基づいて各国の監視機関が有する権限を排除することも縮小することすらもできない、と判断した。)
- (その他、いくつかの争点について意見を述べ、欧州委員会のセーフハーバーに関する決定は無効であると宣言した。)
- 【その当時のコミッショナーは、ビリー・ホークス氏 (Billy Hawkes, 在任2005年 - 2014年) であった。2016年2月24日、アイルランドのダブリンで、ホークス氏、現在のコミッショナーであるヘレン・デクソン氏 (Helen Dixon) などと意見交換した。】

十分性参照文書 (Adequacy Referential) の採択 (2018年2月6日) ④

- 6 WP 12と十分性参照文書の相違点—その他のポイント
- (既述のように、2018年2月6日の十分性参照文書は、かなりシュレムス事件やそれに関するCJEUの判決に言及しているので、十分性参照文書を見れば、日本に移転されるEU市民の個人データに日本の公的機関がアクセスする場合にそれがどのように保護されるかが重要な意味を持つことになる。)
- (欧州委員会が日本に明確化を求めてきたことは、十分性参照文書を踏まえて理解することが必要である。とりわけ、正当な独立監視機関は、重要である。欧州委員会が日本の個人情報保護委員会をダイアログの当事者としてきたことは、この種のデータ保護機関の必要性を長年にわたり説いてきて、その初代の委員長を拝命した者としては、その実現と充実に当たった関係者の尽力を評価したい。)

双方の制度間の関連する相違点を埋めるための解決策

- 1 解決策の検討
- 2 EU十分性認定移転ガイドラインの方向性(2018年2月9日)
- 3 ガイドライン案の審議(2018年2月14日)
- 4 ガイドライン案の意見募集(2018年4月25日～5月25日)
 - (1)その後の経緯と意見募集開始時のガイドライン案
 - (2)拘束性の明記
- 5 意見募集結果と補完的ルールの策定
- 6 個人情報保護基本方針の変更案(2018年5月21日)と閣議決定(6月12日)

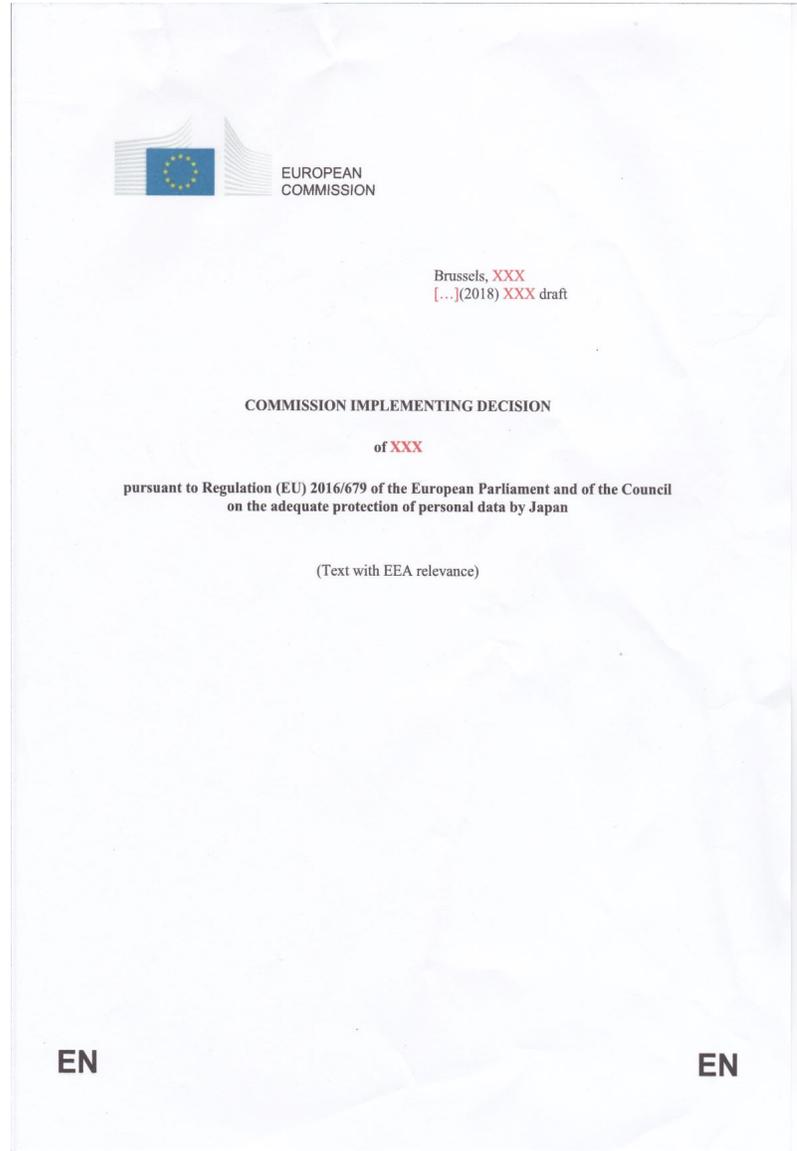
日EU最終合意発表(2018年7月17日)

- 1 個人情報保護委員会
- 2 欧州委員会報道発表(2018年7月17日)の重要性
- (「欧州の基準を満たすために、日本は、欧州委員会がその十分性決定を正式に採択する前に、EU市民の個人データを保護する追加的な保護措置を実施することにコミットした。
- - 個人データが日本に移転されるEUの市民に、2つのデータ保護システムの間
のいくつかの相違を埋める追加的な保護措置を提供するルール。これらの追加
的な保護措置は、例えば、センシティブなデータの保護、EUのデータが日本か
ら他の第三国に更に移転され得る条件、アクセスし訂正する個人の権利の行使
を強化することになる。これらのルールは、EUからデータを輸入する企業に対し
拘束力を持ち、日本の独立データ保護機関(個人情報保護委員会)及び裁判所
によって執行され得ることになる。
- - 日本の公的機関による欧州市民のデータへのアクセスについて欧州市民か
らの苦情を調査し解決する苦情処理メカニズム。この新しいメカニズムは、日本
の独立データ保護機関によって運用され、監督されることになる。)

欧州委員会の十分性決定案

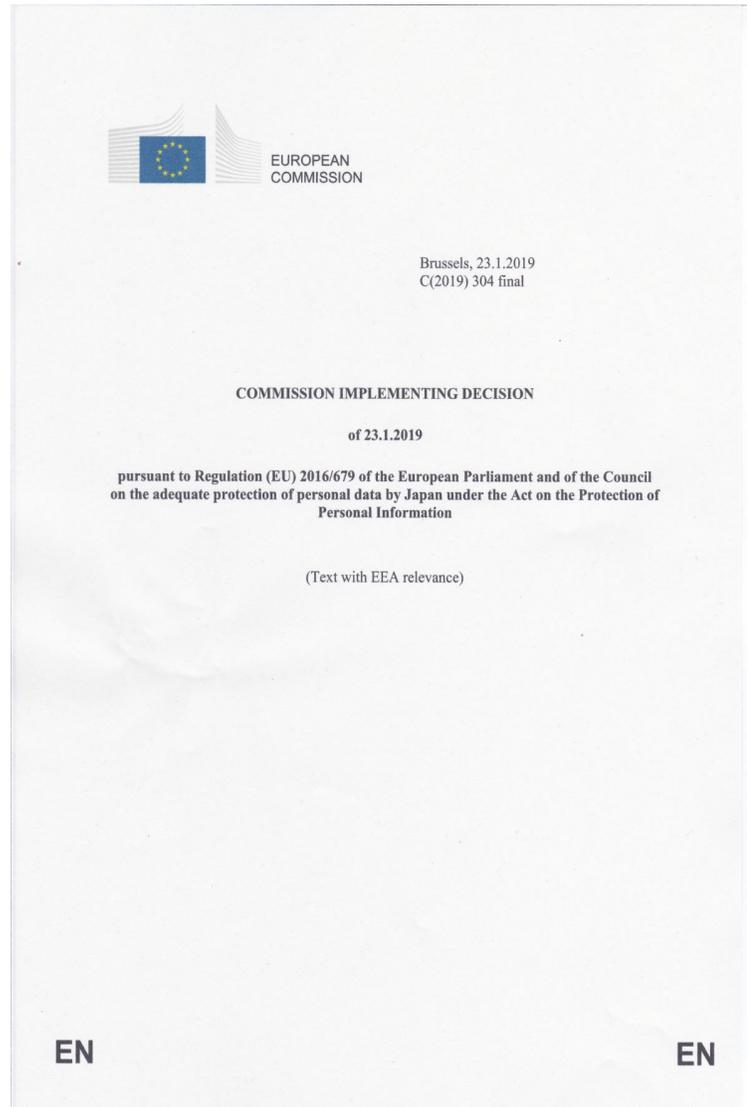
- 1 欧州委員会の十分性決定案公表(2018年9月5日)
- (欧州委員会は、その十分性認定のを開始したことをプレスリリースした。前掲の7月17日のプレスリリースに追加された点は、「十分性決定の主要な要素」の中の次のような文章である。
- 「日本政府はまた、刑事法執行及び国家安全保障目的のための日本の公的機関のアクセスに関する保護措置について委員会に確約し、個人データのかかる使用は必要かつ釣り合いのとれたものに限定され、独立した監視と有効な救済のメカニズムに服することを確保することにする。」
- 決定案文書は、191項目の前文(recitals)と4か条(Articles)からなっている。
- これを見るならば、欧州委員会が日本の個人情報保護の法体系をどのように捉えたかが分かる。)
- 2 個人情報保護委員会報道発表(2018年9月6日)

European Commission Draft Adequacy Decision on Japan (5 September 2018)



- EUROPEAN COMMISSION
- Brussels, **XXX**
[...](2018) XXX draft
- COMMISSION IMPLEMENTING DECISION
of **XXX**
pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the adequate protection of personal data by Japan

European Commission Adequacy Decision on Japan (23 January 2019)【再掲】



- EUROPEAN COMMISSION
- Brussels, 23.1.2019
C(2019) 304 final
- COMMISSION IMPLEMENTING
DECISION
of 23.1.2019
pursuant to Regulation (EU)
2016/679 of the European
Parliament and of the Council on
the adequate protection of
personal data by Japan

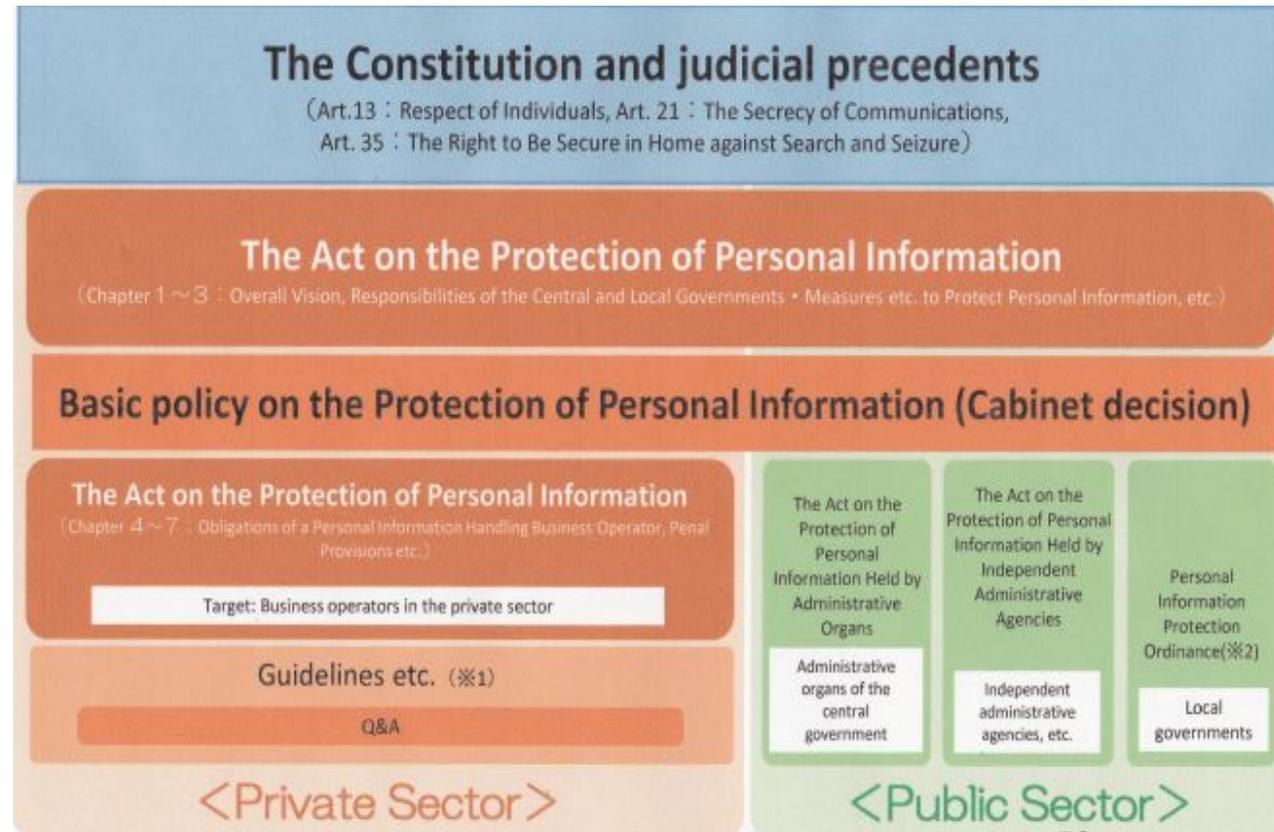
Side Event by EDPS and EDPB (25 Oct. 2018)

- October 2018 40thICDPPC (Brussels, Belgium & privacy events in Sofia, Bulgaria): Side Event by EDPS (European Data Protection Supervisor) and EDPB (European Data Protection Board), part of programme
- Side Event : Keynote Speech
- Koen Lenaerts, President European Court of Justice
- President since 8 October, 2015
- Vice President in office 9 October 2012 – 6 October 2015
- Right to be forgotten : 13 May 2014 Google Spain SL and Google Inc. v Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) and Mario Costeja González.
- Invalidity of Safe Harbour (Schrems I) : 6 October 2015
- Invalidity of Privacy Shield (Schrems II) : 16 July 2020
- Professor of European Law at the Katholieke Universiteit Leuven since 1990

The state of play on Japan-EU relationship on data protection (Side Event by EDPS and EDPB 25 Oct. 2018)

加藤尚徳氏撮影

The Legal System for the Protection of Personal Information



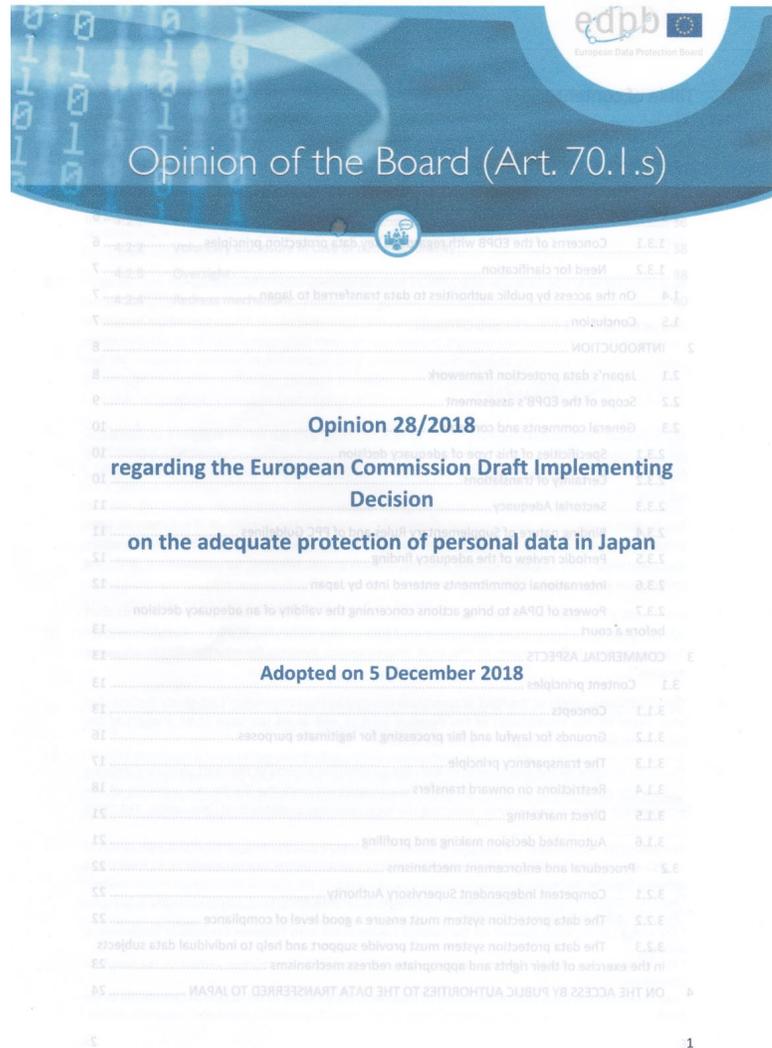


The meeting was rounded off with a second panel discussion, which focussed on international perspectives and cross border cooperation. The panel included Professor Danilo Doneda, Instituto Brasiliense de Direito Publico, Brazil, Bruno Gencarelli, Head of the International Data Flows and Protection Unit, European Commission, Ludmila Georgieva, Co-Chair HWP Cyber Issues, Co-Chair DAPIX (Data Protection), Permanent Representation of Austria, Felipe Harboe, Senator of the Republic of Chile, and Professor Masao Horibe, Chairman Personal Information Protection Commission, Japan, who expounded the state of play on EU-Japanese relationship on data protection.

欧州データ保護会議の意見(2018年12月5日) 取りまとめ

- 1 欧州データ保護会議の十分性決定案に関する報道発表(2018年9月26日)
- 2 第40回国際データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議(ICDPPC)
 - (1)EDPS・EDPB共催の会議の開催【前掲】
 - (2)会議におけるスピーチ【前掲】
- 3 十分性決定案に関するEDPBの意見(2018年12月5日)

Opinion of the Board (Art.70.1.s) (5 December 2018)



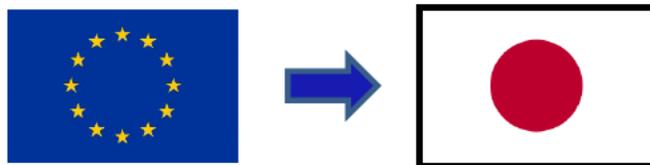
- Art.70.1.s
- Art.70 Tasks of the Board
- 1.s EDPBが十分性に関する意見を述べる規定
- pp.41
- 1 EXECUTIVE SUMMARY
- 2 INTRODUCTION
- 3 COMMERCIAL ASPECTS
- 4 ON THE ACCESS BY PUBLIC AUTHORITIES TO THE DATA TRANSFERRED TO JAPAN

日 EU 間の相互の円滑な個人データの移転実現 (2019年1月23日)

- 1 個人情報保護委員会の越境移転実現発表と平成31(2019)年個人情報保護委員会告示第1号
- (個人情報保護委員会は、2019年1月22日、「日 EU 間の相互の円滑な個人データの移転～ボーダレスな越境移転が実現～」という報道発表を行った。その中で「第 85 回個人情報保護委員会において、上記の EU 指定を1月 23 日付けにて行うことを決定し」たことを明らかにした。また、個人情報保護委員会は、2019年1月23日、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等(平成31年個人情報保護委員会告示第1号)」を公表した。)
- 2 欧州委員会の日本に関する十分性決定(2019年1月23日)

日EU 個人データ越境移転規制の制度比較

GDPR



EU

日本

十分性認定

十分な個人情報の保護水準が保障されていることを欧州委員会が認めた場合。

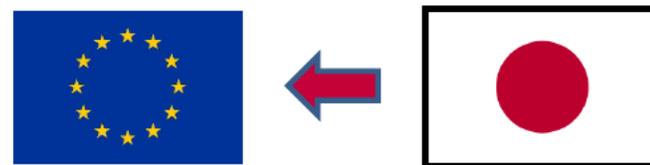
体制整備

企業グループ内の内部行動規範や企業間の契約条項で保護措置を確保している場合。

本人同意

十分性認定等がないことによるリスクについての情報が提供されたうえでの明示的な本人の同意がある場合。

個人情報保護法



EU

日本

国指定

提供先の第三者が個人情報保護委員会の認めた国・地域に所在する場合。

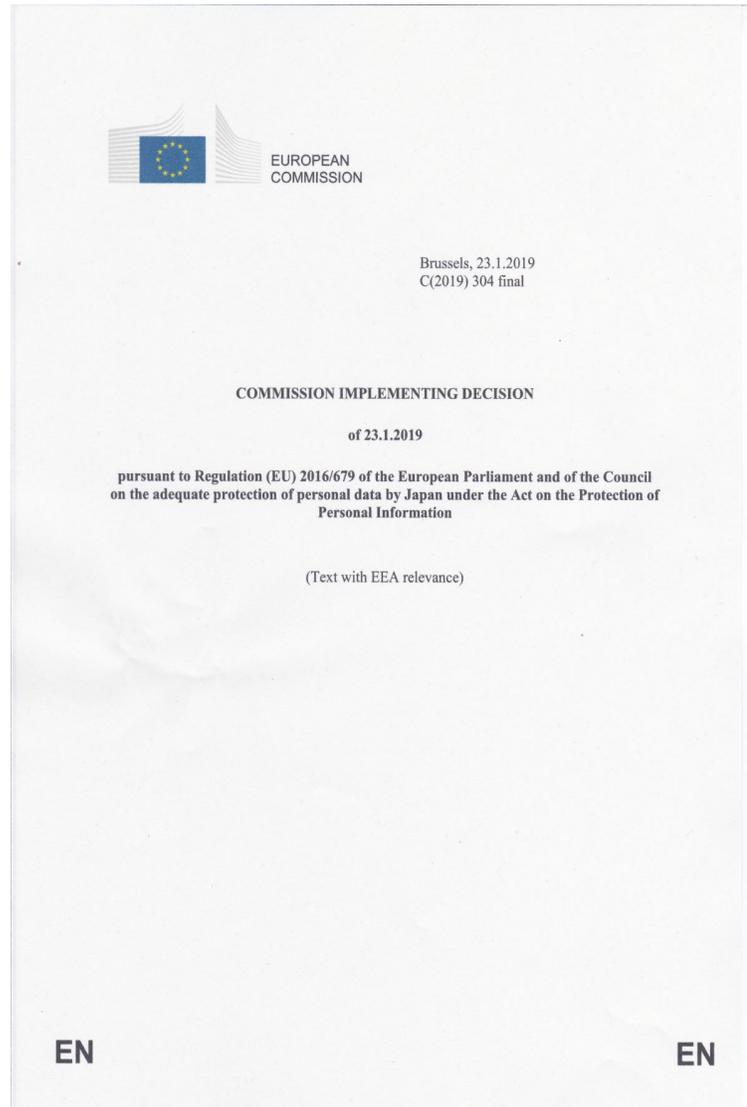
体制整備

提供先の第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合。

本人同意

外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合。

European Commission Adequacy Decision on Japan (23 January 2019)【再掲】



- EUROPEAN COMMISSION
- Brussels, 23.1.2019
C(2019) 304 final
- COMMISSION IMPLEMENTING
DECISION
of 23.1.2019
pursuant to Regulation (EU)
2016/679 of the European
Parliament and of the Council on
the adequate protection of
personal data by Japan

日EU間の個人データの円滑な移転実現の意義【再掲】

- 2019年1月23日、日本と欧州連合（European Union: EU）の間で、個人データの安全・円滑な越境移転が実現した。これは、日本の個人情報保護委員会と欧州委員会との間で、後述するような対話を重ね、十分性認定（adequacy finding）を相互に行った結果である。相互の十分性決定（mutual adequacy decision）は、世界で初めてであり、また、2018年5月25日に適用が開始されたEU一般データ保護規則（GDPR）（後述）第45条による認定も、日本の2017年5月30日に全面施行された改正個人情報保護法第24条による認定も、世界で初めてである。

謝意【再掲】

- この十分性認定については、研究者として長年にわたって問題提起をしてきたところであり、また、2014年1月1日特定個人情報保護委員会委員長を拝命し、2016年1月1日その改組後に就任した個人情報保護委員会委員長としてその実現に傾注してきたところである。以前に「プライバシー外交」という概念を提唱した立場からすると、これはその大きな成果であると言える。その意味では率直に言ってこの上なく嬉しく、誇りに思う。ここに至るまでには、日本の関係機関の担当者・研究者や欧州委員会の担当者による多大な努力があった。特に個人情報保護委員会事務局の献身的な努力があったことは特筆に値する。この場を借りて衷心より感謝申し上げたい。しかし、一方で手放しでは喜べない面も認識している。
- 意義・謝意：拙稿「日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程と今後の課題(上)」、NBL No.1148 (2019.6.15) 9頁。

日本のプライバシー・個人情報保護システムの試練【再掲】

- 本稿においてその一端を見てきたようなプロセス(ダイアログは80回300時間)を経て、2019年1月23日に日本と欧州連合の間で個人データの安全・円滑な越境移転が実現したことは、世界のプライバシー・個人情報保護の歴史の中でも画期的なことである。それとともに、その過程において日本のプライバシー・個人情報保護システムがEUによって綿密にチェックされ、メリットもデメリットも白日の下にさらされたと言っても過言ではないであろう。日本国内における議論では明確にならなかったような論点が浮かび上がってきたとも言える。
- 拙稿「日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程と今後の課題(下)」、NBL No.1149 (2019.7.1) 26頁。

日本に関する欧州委員会十分性決定 (2019年1月23日)①【再掲】

- 欧州委員会は、2019年1月23日、日本に関する十分性決定を行った。それについての文書は、47頁に及ぶ詳細なものである。
- この文書は全体的には通し番号付きで、それぞれの文章が始まっている。その通し番号は、(1)から(191)までである。その後に掲載されている決定は、4か条で構成されている。
- その4か条は、次のとおりである(ここでの「委員会」とは欧州委員会を指す)。

第1条

- 1. EU規則2016/679の第45条の目的上、日本は、**附属文書Ⅱ** で表明されている公的な説明、保証及び公約とともに、**附属文書Ⅰ** に掲載されている補完的ルールにより補足されている個人情報保護法に従って、欧州連合から日本の個人情報取扱事業者に移転される個人データの十分なレベルの保護を確保している。

日本に関する欧州委員会十分性決定 (2019年1月23日)②

- 2. 本決定は、個人データの取扱いの目的のすべて又は一部がそれぞれ掲げられている目的の一つに当たる範囲において、次のいずれかの範疇に該当する受領者に移転される個人データには適用されない。
 - (a) 報道目的で個人データを処理する放送機関、新聞社、通信社又はその他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
 - (b) 個人データを使う範囲において著述を業として行う者
 - (c) 学術研究の用に供する目的で個人データを取り扱う範囲において、大学及び学術研究を目的とするその他の機関若しくは団体又はそれらに属する者
 - (d) 宗教活動（これに関連するすべての活動を含む。）を目的として個人データを取り扱う範囲において宗教団体、並びに、
 - (e) 政治活動（これに関連するすべての活動を含む。）を目的として個人データを取り扱う範囲において政治団体

日本に関する欧州委員会十分性決定 (2019年1月23日)③

第2条

- 加盟国における所轄機関が、個人データの取扱いに関して当該個人を保護するために、第1条に定める適用範囲内において、EU規則2016/679の第58条に従い日本の特定の個人情報取扱事業者へのデータの流通を中断又は決定的に禁止する権限を行使するときには、関係加盟国は、遅滞なく委員会に通知するものとする。

第3条

- 1. 委員会は、日本が第1条の趣旨における十分なレベルの保護を確保し続けているかどうかを評価する目的で、再移転が行われる条件を含め、本決定が依拠している法的枠組みの適用を継続的に監視するものとする。
- 2. 加盟国及び委員会は、個人情報保護委員会その他日本の所轄機関が本決定が依拠している法的枠組みを遵守していない事例について相互に通知するものとする。

日本に関する欧州委員会十分性決定 (2019年1月23日)④

- 3. 加盟国及び委員会は、個人データの保護の個人の権利に対する日本の公的機関による干渉が厳密に必要な範囲を越えているという指摘、又は当該干渉に対する有効な法的保護がないという指摘について相互に通知するものとする。
- 4. 委員会は、加盟国への本決定の通知日から2年以内に、また、その後4年ごとに、日本の関係機関とともに行われる共同再検討の一環として受領した情報を含む、取得可能なすべての情報に基づき、第1条(1)における認定を評価するものとする。
- 5. 委員会が、十分なレベルの保護が確保されなくなったという指摘を受けた場合、委員会は、日本の所轄機関に通知するものとする。また、必要とするときには、特に次に掲げる指摘がある場合、本決定を中断、修正若しくは撤回し、又はその範囲を制限することを決定することができる。

日本に関する欧州委員会十分性決定 (2019年1月23日)⑤

- (a)本決定に基づきEUから個人データを受領した日本の事業者が、本決定の**附属文書 I**に掲載されている補完的ルールに定められている追加的な安全措置を遵守しない場合、又はこの点に係る監視及び執行が不十分な場合、
- (b)日本の公的機関が、刑事法の執行又は国家の安全保障目的で、本決定に基づいて移転される個人データが日本の公的機関により収集され又は当該個人データにアクセスする条件及び制限に関することを含め、本決定の**附属文書 II**で表明されている説明、保証及び公約を遵守していない場合、
- 日本政府による協力の欠如により、委員会が、本決定の第1条(1)における認定が影響されたか否かを判断できない場合、委員会は、対策案を提示することもできる。

日本に関する欧州委員会十分性決定 (2019年1月23日)⑥

第4条

- 本決定は、加盟国に発出される。
- 決定地:ブリュッセル、2019年1月23日
- 委員会を代表して
 - ベラ・ヨウロバー
 - 委員会担当大臣

日本に関する欧州委員会十分性決定 (2019年1月23日)の附属文書【再掲】

- 【附属文書】
- 前掲の「決定」の中で言及されている附属文書は、次のとおりである。
- I 個人情報保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール
(Supplementary Rules under the Act on the Protection of Personal Information for the Handling of Personal Data Transferred from the EU based on an Adequacy Decision)【個人情報保護委員会策定】
- II Collection and use of personal information by Japanese public authorities for criminal law enforcement and national security purposes
(法執行及び国家安全保障目的の日本の公的機関による個人情報の収集及び使用)【上川陽子法務大臣、関係府省の事務次官等高官6名】

附属文書 I の概要①

- EU十分性認定移転ガイドラインの方向性(2018年2月9日)が分かりやすいので、これを掲げる。
- ① 要配慮個人情報の範囲
- EU ではセンシティブデータとして扱われる「性生活」・「性的指向」・「労働組合」に関する情報が、日本では要配慮個人情報に該当しない。
- ➤ EU から移転された個人データについて、「性生活」・「性的指向」・「労働組合」に関する情報に関しては要配慮個人情報と同様の取扱いを行うこととする。
- ② 保有個人データの範囲
- EU では保有期間にかかわらず全ての個人情報について開示・訂正・利用停止等の請求権が認められるが、日本では6か月以内に消去することとなる個人データについては開示等の請求権が認められない(請求権が認められる保有個人データではない)。
- ➤ EU から移転された個人データについて、6か月以内に消去することとなる個人データについても保有個人データとして扱うこととする。

附属文書 I の概要②

- ③ 利用目的の特定
- EU 側は、EU では第三者から提供を受けた個人情報の利用目的は、取得時に特定された利用目的の範囲に制限されるのに対し、我が国の個人情報保護法にこれを直接規定する条項がないことから明確化を求めている。
- ➤ EU から移転された個人データについて、確認記録義務を通じて確認した利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することとする。
- ④ 日本から外国への個人データの再移転
- EU 側は、日本から EU 以外の外国への個人データの再移転について、保護レベルが確保されるよう明確化を求めている。
- ➤ EU から移転された個人データについて、本人同意に基づき再移転する場合は、本人が同意するために必要な移転先の状況についての情報を提供し、提供先の体制整備をもって再移転する場合は、契約等により、個人情報保護法と同水準の保護措置を実施することとする。

附属文書 I の概要③

- ⑤ 匿名加工情報
- EU では、加工方法に関する情報が残存している場合、安全に分離保管されていても再識別の可能性があるととして匿名化とはみなされない。
- ➤ EU から移転された個人データについて、個人情報保護法上の匿名加工情報として扱おうとする場合は、加工方法に関する情報を削除し、再識別を不可能なものとする事とする。

日EUの十分性相互認定の歴史的・現代的意義【再掲】

- 2019年1月23日、日本と欧州連合（European Union: EU）の間で、個人データの安全・円滑な越境移転が実現した。これは、日本の個人情報保護委員会と欧州委員会との間で、後述するような対話を重ね、十分性認定（adequacy finding）を相互に行った結果である。相互の十分性決定（mutual adequacy decision）は、世界で初めてであり、また、2018年5月25日に適用が開始されたEU一般データ保護規則（GDPR）第45条による認定も、日本の2017年5月30日に全面施行された改正個人情報保護法第24条による認定も、世界で初めてである。
- この十分性認定については、研究者として長年にわたって問題提起をしてきたところであり、また、2014年1月1日特定個人情報保護委員会委員長を拝命し、2016年1月1日その改組後に就任した個人情報保護委員会委員長としてその実現に傾注してきたところである。以前に「プライバシー外交」という概念を提唱した立場からすると、これはその大きな成果であると言える。その意味では率直に言ってこの上なく嬉しく、誇りに思う。ここに至るまでには、日本の関係機関の担当者・研究者や欧州委員会の担当者による多大な努力があった。特に個人情報保護委員会事務局の献身的な努力があったことは特筆に値する。この場を借りて衷心より感謝申し上げたい。（拙稿「日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程と今後の課題（上）」、NBL No.1148(2019.6.15)9頁）

Schrems II (Data Protection Commissioner v Facebook Ireland and Maximilian Schrems) (2020年7月16日)

- 欧州連合司法裁判所は、EU-米国データ保護シールドの十分性に関する決定 2016/1250を無効とする(The Court of Justice invalidates Decision 2016/1250 on the adequacy of the protection provided by the EU-US Data Protection Shield.)。
- データ保護シールドはプライバシー・シールド(Privacy Shield)として知られている。
- 米国の商務省(Department of Commerce)は、2000年7月26日にセーフ・ハーバー・プライバシー諸原則(Safe Harbor Privacy Principles)についてデータ保護指令(Data Protection Directive)第25条第6項に基づく十分性の認定を受けた。
- ところが、2015年10月6日、欧州連合司法裁判所(Court of Justice of the European Union : CJEU)は、マキシミリアン・シュレムス対データ保護コミッショナー(Maximilian Schrems v. Data Protection Commissioner)事件(後述)において、欧州委員会のセーフ・ハーバー決定は無効である、と判断した。
- その後、それに代わるプライバシー・シールド(Privacy Shield)決定が、2016年7月12日、欧州委員会により正式に採択され、同年8月1日から実施されていた。

日本型個人情報保護制度の改革の方向性

- 内閣官房・個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースの開催(2019)年12月25日
- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年9月9日法律第65号)附則第12条第6項を踏まえ、関係省庁が緊密な連携の下、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定すること及び事務処理体制の在り方について検討するため、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースを開催しています。
- **附則第12条第6項**: 政府は、個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討する。

個人情報保護制度の見直しに向けた 中間整理案(2020年8月17日)

- 個人情報保護制度の見直しに関する検討会(委員・有識者)
- 第1回 2020年3月9日
- 第6回 2020年8月17日
- 個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案(2020年8月17日)(「中間整理案」)
- 個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案概要(2020年8月17日)
- **パブリックコメント**
- **意見・情報受付開始日** 2020年08月29日
- **意見・情報受付締切日** 2020年09月28日

中間整理案の概要(2頁)

- 個人情報保護制度見直しの全体像
- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を、現行の個人情報保護法をベースに1本の法律に統合し、所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野や学術分野の独法等には、原則として民間のカウンターパートと同等の規律を適用。その一環として、個人情報保護法の学術研究に係る適用除外規定を見直した上で、国立研究開発法人や国立大学法人にも対象を拡大。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を官民で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

中間整理案の概要(9頁)

- 地方公共団体の個人情報保護制度との関係(今後の進め方)①
- 【基本的な考え方】
- 地方公共団体における個人情報の取扱いについては、平成15年の国の法制化に先立ち、大多数の都道府県及び市区町村において条例が制定され、各地方公共団体における実務が積み重ねられている。一方、国においては、平成15年の法制化以降、個人情報保護の水準確保や、個人情報の保護と活用の適正なバランスの確保の観点から、随時制度改正が行われている。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の流行に直面し、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの向上のための行政のデジタル化を含め、我が国社会全体のデジタル化を強力に進めていくこととされており、データ利活用の円滑化への取組も一層加速させなければならない。また、国際的なデータ流通が増大していく中で、GDPR十分性認定など、国際的な制度調和の必要性が一層高まっている。

中間整理案の概要(9頁)

- 地方公共団体の個人情報保護制度との関係(今後の進め方)②
- こうしたことから、地方公共団体も含めた我が国全体で統合的な個人情報保護制度の確立に向けて検討を行う必要がある。
- なお、検討に当たっては、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることに鑑み、各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、これまでの地方公共団体における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配意し、制度の安定性を確保する必要がある。
- 【今後の進め方】
- 今後は、本検討会において、地方公共団体の意見を十分聞きながら、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について、具体的な検討を行うこととし、年内を目途に取りまとめる。

中間整理案の十分性認定言及

4. 更に、近年、国境を超えたデータ流通を行う局面が増加したことから、EU一般データ保護規則第45条に基づくデータ越境移転に関する十分性認定（以下「GDPR十分性認定」という）への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が向上しており、そのような観点からも、国際的な趨勢に合わせ、独立規制機関である個人情報保護委員会が我が国の個人情報保護法制全体を一元的に所管する体制を構築することが求められている⁸。（中間整理案5頁）

注8 我が国の民間部門の個人情報保護法制は、平成31年1月にGDPR十分性認定を受けている。一方、公的部門の個人情報保護法制は、独立規制機関による監視が及んでいないことから、GDPR十分性認定の対象とはなっていない。

ご清聴ありがとうございました。

一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長
堀部 政男